

コロナ禍におけるソーシャルワーク実習手続きの 汎用性の検討

佐藤 昭洋

東北公益文科大学総合研究論集第41号 抜刷

2021年7月30日発行

研究ノート

コロナ禍におけるソーシャルワーク実習手続きの 汎用性の検討

佐藤 昭洋

1. 研究背景と目的

①ソーシャルワーク実習とは

ソーシャルワーク実習は、「ソーシャルワーカーたる社会福祉士養成のための実習」であり、「伝えるべき」あるいは「伝えておかなければならない」社会福祉士の通底的な価値・知識・技術について実習プログラムに盛り込まれている実習である¹。

「大学等において開講する社会福祉に関する科目の確認に係る指針について」²では、その具体的に取り扱う教育内容やねらいが記載されている。ソーシャルワーク実習の「ねらい」とは、①ソーシャルワークの実践に必要な各科目の知識と技術を統合し、社会福祉士としての価値と倫理に基づく支援を行うための実践能力を養う、②支援を必要とする人や地域の状況を理解し、その生活上の課題（ニーズ）について把握する、③生活上の課題（ニーズ）に対応するため、支援を必要とする人の内的資源やフォーマル・インフォーマルな社会資源を活用した支援計画の作成、実施及びその評価を行う、④施設・機関等が地域社会の中で果たす役割を実践的に理解する。⑤総合的かつ包括的な支援における多職種・多機関、地域住民等との連携のあり方及びその具体的内容を実践的に理解する、の5点がある。

②ソーシャルワーク実習の手続きとは

では、そのソーシャルワーク実習を実施できるようにするための養成校と実

¹ 一般社団法人日本社会福祉士養成校協会編（2015）『相談援助実習指導・現場実習教員テキスト第2版』、中央法規出版、p.28。

² 「大学等において開講する社会福祉に関する科目の確認に係る指針について」（平成20年3月28日付け19文科初第1403号・社援発第0328004号文部科学省初等中等教育局長通知・厚生労働省社会・援護局長通知）、p.13-p.14。平成21年度から運用されたカリキュラム改正の内容であり、令和3年度から運用が開始された新カリキュラム改正の内容とは異なるものである。

習先で取り交わされる実習手続きとはどのようなものであろうか。

社会福祉士養成校の立場からすれば、実習教育の目的を達成するために、実習教育にかかわる人（教職員）、時間（指導、業務時間）、費用（通信、教材、実習謝礼等費用）、設備（教室等）、業務（指導、連絡調整、書類等情報管理、手続き等）などの適切な配属、配置、配分が行われたうえで教育を実施する実習マネジメントが必要である。さらに、ソーシャルワーク実習で行われる実習指導について、実習先施設・機関等に対する実習受け入れ、指導依頼を行うことや実習先施設・機関等と養成校との協働関係を形成し、学生指導に対する連携をもった実習展開を運営、管理することも必要となる。

一方、実習先側からの立場では、養成校との契約に関する事前協議においては、実習受け入れにかかわる次の点について確認を行うとされている。①実習受入条件、②提出書類、依頼文書の様式や内容、③実習期間（日程）、プログラム、達成目標、指導内容、④実習受入施設・機関内の実習実施体制と役割分担、⑤養成校の実習指導内容、施設・機関対応に関する体制、⑥実習評価の方法とプロセスの確認、⑦実習生の希望要望、個別配慮の必要性の有無、⑧緊急時対応方法と体制、⑨巡回指導の方法や時期の確認、である。これらの確認を行うツールとしては、実習受入施設・機関の実習受入マニュアル、養成校が作成して事前に配布する実習の手引き等を活用することができる。³

③新型コロナウイルス感染症の感染拡大とソーシャルワーク実習及び実習手続きへの影響

ところが昨今、新型コロナウイルス感染症が感染拡大し、その影響はソーシャルワーク実習にも至っている。この感染拡大下において、ソーシャルワーク実習を実施するにあたっての事務手続きにも例年通りとは異なる業務が求められるている。

一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟（以下、「ソ教連」とする。）が行った調査⁴によれば、2020年6月末時点では「実習を中止してすべて実習

³ 公益社団法人日本社会福祉士会編集（2018）『社会福祉士実習指導者テキスト 第2版』、中央法規出版、p.62。

⁴ ①一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟「新型コロナウイルスの感染拡大に伴う社会福祉士・精神保健福祉士養成課程への影響等 第1回緊急調査（単純集計：速報）」（2020年5月1日公

代替教育プログラムで実施する」学校は1割未満であり、ほとんどの学校が「全部または一部実習の実施」を志向している、という実習代替教育プログラムの実施まで至れない養成校側の現状が見受けられた。

一方、同年6月末時点で、実習を予定していた実習先から、実習の実施を断れたケースが8割近くにのぼっていると、実習先側からも実習受入に慎重な姿勢がみられていた。

実習代替教育を行うことにより、「教職員の業務量が増え、時間外・深夜・休日勤務が増加している現状が明らかになっており、そのことによって教職員は教育が「厳しい」あるいは「限界が来て対応が困難」と認識（疲弊）していることを考えると、各学校内における協力・協働を早期に見直すと共に、学校間の協力・協働や教材・教育方法の共有が必要である。」との考察もあり、養成校側と実習先側での負担感の増加が懸念される状況であった。

また、「万が一、新型コロナウイルスの感染が、今後長期（例えば年単位）にわたって続くことになるとすると、収束を前提とした養成教育に係る学校の予定・決定事項は無意味になることとなるため、保健・医療等の他の国家資格の養成の状況も参考としつつ、感染予防策や「ウイルスがなくなることはない」中で実習教育をはじめとする養成教育をどのように実施していくか、「養成教育方法withコロナ」を検討していく必要がある。」とも想定されている。では、その実習の実施を支える手続き面をどのように検討することができるだろうか。

④本研究の目的

そのような背景をふまえ、本稿ではコロナ禍におけるソーシャルワーク実習の手続きの汎用性に注目して検討していくことが目的である。

2. 研究方法と倫理的配慮

本研究の研究手法としては、主に文献研究を採る。

表)、②一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟(小森敦、中谷陽明、白澤政和)(2020)「新型コロナウイルスの感染拡大下におけるソーシャルワーカー養成教育の現状と課題—社会福祉士・精神保健福祉士養成課程への緊急調査から—」、日本社会福祉学会第68回秋季大会e-ポスター発表。

本研究の分析対象となる文献データの種類は、①国、学校連盟、職能団体による、これまでの新型コロナウイルス感染症にかかるソーシャルワーク実習について取り扱った各種通知文書、②筆者の所属先である東北公益文科大学の取り組みにおける学内方針と作成した書類などを主に分析対象とした。

倫理的配慮としては、本学のソーシャルワーク実習の取り組みに関わった関係者の個人名、実習先である機関・事業所名を特定しないよう配慮した。

3. コロナ禍におけるソーシャルワーク実習手続きの分析

本節では、コロナ禍におけるソーシャルワーク実習の手続きに関して、(1) 国、学校連盟、職能団体からの各種通知文、(2) 東北公益文科大学の取り組みの二点について整理した。

(1) 通知文

ここでは、①厚生労働省の事務連絡、②ソ教連からの通知文、③ソーシャルワーカーの職能団体にあたる公益社団法人日本社会福祉士会、公益社団法人日本精神保健福祉士協会、公益社団法人日本医療社会福祉協会の連名でソ教連会長宛に発出された依頼の通知文について、ソーシャルワーク実習の手続きに関する方針を整理した。

①厚生労働省事務連絡

厚生労働省からのコロナ禍のソーシャルワーク実習について取り扱った事務連絡のうち、大きく四点を取り挙げた。

2020年2月28日の事務連絡①「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う医療関係職種等の各学校、養成所及び養成施設等の対応について」⁵では、新型コロナウイルス感染症の対応等により、実習中止や休講などの影響を受けた学生と影響を受けていない学生の間、修学の差が生じることがないように配慮と十分な説明をすること、実習施設を変更する際には承認申請に係る時期について

⁵「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う医療関係職種等の各学校、養成所及び養成施設等の対応について」(令和2年2月28日付文部科学省初等中等教育局、文部科学省高等教育局、厚生労働省医政局、厚生労働省健康局、厚生労働省医薬・生活衛生局、厚生労働省社会・援護局、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部通知)

は弾力的に取り扱って差し支えないこと、実習施設の確保が困難である場合には、年度をまたいで実習を行って差し支えないこと、実習施設等の代替が困難である場合、実状を踏まえ実習に代えて演習又は学内実習等を実施することにより、必要な知識及び技能を修得することとして差し支えないことなど、実習手続きに係る部分と実習の柔軟な取扱いについての内容であった。

同年4月24日の事務連絡②「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う医療関係職種等の各学校、養成所及び養成施設等における実習の実施にあたっての留意事項及び感染防護具等の物資提供協力依頼について」⁶では、新型コロナウイルス感染症の対応により実習施設の業務負担が大きくなることが想定されるため、必要に応じて、春から夏に予定していた実習を秋以降に予定されている他のカリキュラムと組み替えることなどを検討すること、卒業年次の学生など実習を次年度に実施することができない事情のある学生を優先すること、実習の内容、方法等については受け入れ先の実習施設と相談の上、弾力的に対応すること、弾力的に対応した場合であっても、必要な知識及び技能を習得できるようすることなどが実習の実施時期、期間、内容等の調整といった手続き面についての内容が盛り込まれた。

合わせて学生への事前指導として、実習の実施の2週間程度前から、毎朝の検温及び風邪症状の確認を行うことや、感染リスクの高い場所に行く機会を減らすことなどを学生に徹底すること、実習中は、これらに加え、手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策を徹底し、マスクは常時装着するなど一層の感染症対策を行うことを学生に徹底すること、実習に参加予定の学生の家族等の感染が確認されるなど学生が濃厚接触者に特定された場合、感染者と最後に濃厚接触した日から起算して2週間は実習への参加を見送るよう指導すること、実習施設における感染症対策の取組について十分に理解させうえて実習に参加させること、実習中は受入先である実習施設における感染症対策の指示に従うこと、発熱等の風邪症状やその他体調不良がみられる場合には、実習施設と相談の上、患者等との接触は絶対に避け、自宅で休養することを学生に徹

⁶ 「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う医療関係職種等の各学校、養成所及び養成施設等における実習の実施にあたっての留意事項及び感染防護具等の物資提供協力依頼について」（令和2年4月24日付厚生労働省医政局医事課、厚生労働省医政局歯科保健課通知）

底することなど、現地実習を前提とした配慮事項も盛り込まれた。

6月1日の事務連絡③「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う医療関係職種等の各学校、養成所及び養成施設等の対応について」⁷では、「実習等に関する各学校養成所等での実践事例等」として、初めて代替実習の取組事例が紹介された。取組事例の文言には、「オンライン」や「シミュレーター、シミュレーション」といった内容が目立ち、代替実習のツールとしての活用の推進が読み取れた。

9月29日にソ教連で開催された「実習中止に伴う実習代替プログラムに関する緊急オンライン集会」のなかで、厚生労働省資料として「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う養成施設等の対応に関して」⁸が配布された。資料には、「基本的な考え方」として、「新型コロナウイルス感染症への対応のため、医療関係職種等の学校養成所等における実習等の授業の取扱いに関する基本的な考え方は、令和2年2月28日並びに令和2年6月1日付で文部科学省及び厚生労働省の関係部局から発出した事務連絡においてお示ししており、授業の実施にあたっては、感染予防に留意し、それぞれの学校養成所等で弾力的な運用を図り、学生等の状況に応じた学修機会の確保が必要。」とあり、先に挙げた2月28日付と6月1日付の事務連絡の内容が基本となっている。

また、代替的な学習を行った際には、検討結果及び実施内容の記録を残すことが提示された。当日の厚生労働省担当者からの説明によれば、「今後各養成校の実習の実施結果の調査に入る可能性があるため、記録物の整理をしっかりとしておくこと。」とし、実習代替プログラムの記録の種類として、代替プログラムが必要になる理由、実習に関する教育の質を検討した記録、実習科目の教育内容のチェック表など参考にしたもの、実習指導の非常勤教員の記録、学外実習の場合は、実習担当要件を満たす教員の記録、代替実習の場合は、実習指導担当教員との緊密な連携の記録、実習評価の検討などといった記録の例示を

⁷ 「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う医療関係職種等の各学校、養成所及び養成施設等の対応について」（令和2年6月1日付文部科学省初等中等教育局、文部科学省高等教育局、厚生労働省医政局、厚生労働省健康局、厚生労働省医薬・生活衛生局、厚生労働省社会・援護局、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部通知）

⁸ 厚生労働省発表資料「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う養成施設等の対応に関して」（一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟「実習中止に伴う実習代替プログラムに関する緊急オンライン集会2020年9月29日開催。」）

挙げていただいた。

以上のように、厚生労働省からの事務連絡の推移を整理すると、2020年2月には柔軟な実習の取扱いについて、4月には感染予防策を徹底して現地実習を想定した実習の取扱いについて、6月には代替実習の取組事例として「オンライン」や「シミュレーション」といったツールを使った実習の取扱いについて、それぞれ提示されてきた。そして、9月のオンライン集会において、代替実習の実施にあたっての記録物の整理が強調されてきた。

②学校連盟（一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟）

次に、国の通知をもとに学校連盟の立場から、コロナ禍におけるソーシャルワーク実習の取扱いについて発出された、ソ教連の通知二点をみでみる。

一つは、2020年4月3日の「新型コロナウイルス感染拡大に伴う社会福祉士及び精神保健福祉士養成教育に対する考えについて」⁹の会長声明である。「・・・私たちソーシャルワーク専門職を養成する教育団体としては、ソーシャルワークの支援を必要とする利用者の生命を第一義に考え、利用者の権利と最善の利益を守るため、当面本年6月末日まで、実習先となる社会福祉施設・医療機関等の実習受入れに関する意向にかかわらず、学生の実習実施を見合わせることを、本連盟から会員校にお願いすることといたします。」とし、2020年6月末日までの実習受入れを見合わせる趣旨の文書であった。

もう一つは、同年5月26日の「新型コロナウイルス感染症に伴う社会福祉士・精神保健福祉士養成の対応について」¹⁰である。本通知文は、「1. 新型コロナウイルス感染症に係る実習教育についての基本的な考え方」、「2. 実習に代えて演習・学内実習等を実施する場合の対応について（イメージ）」、「3. 新型コロナウイルス感染症に伴う社会福祉士・精神保健福祉士養成の対応に係る留意事項」と先の受入可否の通知とは違い、コロナ禍における実習の方針や代替実習の具体的方法案などが学校連盟の通知として初めて記載されたもので

⁹ 一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟「会長声明「新型コロナウイルス感染拡大に伴う社会福祉士及び精神保健福祉士養成教育に対する考えについて」（会長 白澤政和）（令和2年4月3日付）

¹⁰ 一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟「新型コロナウイルス感染症に伴う社会福祉士・精神保健福祉士養成の対応について」（令和2年5月26日付）

あった。

新型コロナウイルス感染症に係る実習教育についての基本的な考え方としては、「今後、今夏以降の実習実施に向けた実習施設への受入れ依頼等の調整を行うにあたっては、各地域の感染の状況や実習施設の状況・意向等を踏まえつつ、現時点では未だ感染が収束に至っていない状況に鑑みて慎重な対応を」とることとし、各地域によって感染状況の差異もあることから、感染状況を鑑みながら実習先と受入れ依頼の調整を行うこととした。合わせて、「今後実習施設における実習生の受入れが可能となった段階においても、実習の実施を予定している学生や実習担当教員の日常生活の行動・予防策にも留意が必要になります。感染を予防するための学生及び教員の生活・行動様式・予防策についても実習指導（実習前教育）等において適切な教育を行い、感染予防策を実習施設・実習指導者と共有しながら最大限の対策を講じるようお願いいたします。」と、実習中だけでなく実習前の日常生活から感染予防策を最大限実施する養成校側の努力も求められた。

③職能団体（公益社団法人日本社会福祉士会、公益社団法人日本精神保健福祉士協会、公益社団法人日本医療社会福祉協会）

国や学校連盟が発出した通知は養成校側の手続きや教育体制について言及するものが多かったなかで、2020年7月14日には、ソーシャルワーカーの職能団体である公益社団法人日本社会福祉士会、公益社団法人日本精神保健福祉士協会、公益社団法人日本医療社会福祉協会の三団体から連名で、「新型コロナウイルス感染影響下における現場実習の実施について（お願い）」¹¹の依頼文書がソ教連の会長宛へ送られた。

本依頼状には、「この困難な状況下における貴会の取り組みにはソーシャルワークに関わる立場として敬意を表しますが、一方で、実習教育は学生、養成校、そして実習受け入れ施設の三者の協働作業であることを踏まえれば、実習実施にあたっては、感染防止対策への取り組みをともに行う必要があるものと

¹¹ 公益社団法人日本社会福祉士会会長西島善久、公益社団法人日本精神保健福祉士協会会長田村綾子、公益社団法人日本医療社会福祉協会会長早坂由美子「新型コロナウイルス感染影響下における現場実習の実施について（お願い）」（令和2年7月14日付）

考えます。一部養成校では、自校の判断にて学内実習への切り替えを検討しているところも見られます。

養成課程における実習教育の意義を踏まえまして、他職種に倣って、ソーシャルワーク専門職団体としても現状においても取りうる対策を行い、可能な限りの実習を提供できないかと考えております。そのためには、貴会にもお力添えをいただきたく、つきましては、下記2点につき是非ともご検討くださいますようお願い申し上げます。」と依頼の趣旨を述べ、「一、感染防止対策を含めて、実習実施に向けて養成校が取り組むべきポイントについて、より具体的な例示も含めた内容を加盟校に対してご教示願いたい」、「一、加盟校に対して提示する内容の取りまとめにあたっては、私どもソーシャルワーク専門職団体との検討機会を設けていただくなどのご配慮をいただきたい」と二点の依頼を挙げた。この依頼内容は、実習先側が養成校側に対し、現地での実習を受け入れる方向で検討する一方、コロナ感染拡大防止対策に対してより一層の努力を求めてほしい旨が読み取れる。

別紙「学生実習受け入れにあたっての留意点および対応策（案）」には、さらに具体的な養成校へ提示する内容が記載されている。「1 基本方針」の（1）には、「学生・養成校・実習施設の三者間における相互理解の形成実習は、養成校の授業カリキュラムとして養成校と受け入れ施設との契約をもとに行われるものではあるが、その内実は、学生・養成校・実習施設の三者間で行うべき取り組みである。三者間で十分な意思疎通・情報共有を図り、実習開始までの適切なタイミングで、実習中に学生が取るべき行動・リスク管理についての相互理解ができあがっていることが望ましい。」の文面に続き、（2）実習指導者に求められる基本姿勢、（3）感染防止に取り組む学生へのサポート、（4）学生の健康情報取得上の留意点について挙げている。その後続く内容には、「2 実習受け入れ可否の検討」、「3 養成校との連携、および学生の自己決定の尊重（1）養成校との間でのリスクマネジメント（2）学生への働きかけ（3）学生の健康面への十分な配慮」、「4 実習開始までに指導しておく感染防止対策（1）感染防止策（2）個人用防護具（3）健康情報の取得及び予防接種の推奨（4）体調・行動履歴の記録（5）行動の制限（6）実習を見合わせる要件」、「5 実習期間中の対応（1）実習初期（2）実習時の行動範囲（3）実習プログラム

参加時の注意 (4)感染が懸念された場合の対応 (5)実習継続の見直し、「6 実習終了後の対応」、「7 自然災害への対応」、「8 その他」の構成になっている。

本依頼文は、厚生労働省やソ教連といった養成校側の内容を扱った通知文とは違い、実習先である現場側が求めている内容という点がこれまでの分析資料とは性格が異なる。本通知文は、ソ教連宛になっているものの、行き着く先は養成校、そして実習をする学生に求められることになる。感染拡大防止に向けて厚生労働省、ソ教連だけでなく、職能団体という実習先側の立場からの視点は、実習手続きの汎用性においてより公平的に分析する資料として価値がある。

(2) 東北公益文科大学の取り組み

筆者の所属先にあたる東北公益文科大学（以下、「本学」とする。）においても、コロナ禍におけるソーシャルワーク実習を実施した。本学の取り組みを分析するにあたり、すでに灰谷和代は「コロナ禍におけるソーシャルワーク実習の対応—オンライン実習プログラムの検討—」を報告している。灰谷は、「本研究は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響によって通常実習（現地での実習）が困難となり、学内実習（代替実習）で対応することになった際に、文部科学省・厚生労働省とソ教連の指針や事務連絡に沿った、オンライン活用によるソーシャルワーク実習プログラムを実習先の実習指導者と検討して、計画、実施することで、通常実習に近い学びの質を担保することを目的とする。」¹²として、オンラインを活用したソーシャルワーク実習の実習プログラムの検討を目的とした研究を行っている。東北公益文科大学におけるコロナ禍のソーシャルワーク実習について報告した最初の研究である。

本研究は、実習プログラムの検討とは別側面の実習手続き面について対象とした研究である。そのためここでは、①新型コロナウイルス感染症の状況に応じた東北公益文科大学の活動指針、②相談援助配属実習（委託）契約書【別添1】の作成における実習手続きについて整理する。

¹² 灰谷和代（2021）「コロナ禍におけるソーシャルワーク実習の対応—オンライン実習プログラムの検討—」『東北公益文科大学総合研究論集第39号99-107、p.99。

①新型コロナウイルス感染症の状況に応じた東北公益文科大学の活動指針

本学では、学生に対して間断なく教育サービスを提供するとともに、学生が少しでも不安なく大学生活を送れるような環境を提供することを目指し、「新型コロナウイルス感染症の状況に応じた東北公益文科大学の活動指針」¹³を作成した。今後の新型コロナウイルスの感染状況に応じてスムーズに対応内容を移行できるためである。「レベル4」から「レベル1」までは、「新しい生活様式」を踏まえた感染防止対策を講じることを前提として、各対応を行うこととし、本学の新型コロナウイルス感染症対策本部において、状況に応じて見直しを行う仕組みとなっている。実習手続き当時の、2020年6月17日時点の方針は次の通りであり、本学では「レベル2」に該当していた。

レベル	定義（例）	実習
4	<ul style="list-style-type: none"> 県内・県外の感染リスクが高い ・緊急事態宣言発令中 ・県内で感染経路不明の感染者が複数出ている 	派遣しない
3	<ul style="list-style-type: none"> 県内の感染リスクは抑制されているが、県外の感染リスクは高い ・県外で感染経路不明の感染者が多数出ている ・県内で感染経路不明の感染者が出ていない 	原則として派遣しない
2	<ul style="list-style-type: none"> 県内・県外の感染リスクが抑制されている ・県外で感染経路不明の感染者がほとんど発生していない ・県内で感染者がほとんど発生していない（1カ月程度） 	派遣先との調整の上、感染防止に配慮し派遣可
1	<ul style="list-style-type: none"> 県内・県外の感染リスクが低い ・県外で感染経路不明の感染者がほとんど発生していない（1カ月程度） ・県内で感染者がほとんど発生していない（2か月程度） 	派遣先との調整の上、感染防止に配慮し派遣可
0	<ul style="list-style-type: none"> 県内・県外の感染リスクが極めて低い ・全国的に終息が宣言される 	通常通り（発生以前の状況）

（東北公益文科大学「新型コロナウイルス感染症の状況に応じた東北公益文科大学の活動指針」（2020年6月17日付）から一部抜粋し、筆者作成。）

¹³ 東北公益文科大学「新型コロナウイルス感染症の状況に応じた東北公益文科大学の活動指針」（2020年6月17日付）

②相談援助配属実習¹⁴（委託）契約書【別添1】の作成

実習契約の取り交わしの際、例年の実習契約書に新たな様式を追加した。それが「相談援助配属実習（委託）契約書【別添1】」である。

この様式には、「新型コロナウイルス感染拡大防止における留意事項」と内容を設定し、「実習中の留意事項について」と「事前訪問の実施について」をそれぞれ項目立てした。「実習中の留意事項について」には、実習中に感染拡大を防止するため、実習先で実習中に遵守すべき感染対策の方針やルールを回答していただいた。「事前訪問の実施について」では、現地への事前訪問が可能な状況かどうかを確認し、実施可能な場合は時期や条件を提示していただき、実施不可の場合はそれに替わる方法（オンラインの活用など）での事前オリエンテーションについて回答していただいた。最後に、「甲は、貴施設・機関において実習するにあたり、上記の事項を遵守することを指導いたします。」と、各実習先から来た留意事項について、実習前に学生へ指導し、大学と学生との間で誓約を取り交わしたうえで、学長名での署名、大学公印の押印をし、各実習先に実習契約書類と合わせて保管していただくという流れで手続きをとった。

実際、本学でソーシャルワーク実習を実施した4年生の学生17名のうち、実習の実施方法パターンは、①現地実習が11名、②現地＋オンラインを組み合わせた実習が2名、③オンラインのみの実習が2名、④異なる実習施設・機関での現地＋オンラインの実習が2名であり、いずれも各実習先と実習の契約を正式に取り交わし、各実習先で実習指導者要件を満たした実習指導者が学生の実習を指導した。

4. コロナ禍におけるソーシャルワーク実習手続きの検討要素

以上の分析結果を踏まえ、コロナ禍におけるソーシャルワーク実習の手続きの汎用性について検討する。検討要素としては、(1)これまでの災害時などにおけるソーシャルワーク実習はどのように扱われてきたのか。(2)終息が見えないコロナ禍に対し、2021年4月より運用が開始された新カリキュラムにおけるソーシャルワーク実習を見据え、今後の展望はどうなるのかを検討した。

¹⁴ 東北公益文科大学では、ソーシャルワーク実習の科目名を「相談援助実習」と規定し、3年次に行う体験実習に対し、4年次のソーシャルワーク実習を「配属実習」と日常的に呼称している。

(1) 東日本大震災時の文部科学省、厚生労働省による事務連絡

東日本大震災発生から1ヶ月以内に発出された2011年4月5日に、文部科学省、厚生労働省から「東日本大震災の発生に伴う医療関係職種の受験資格及び学校養成所の運営等に係る取扱いについて」¹⁵の事務連絡が通知された。その指導内容は、「学校養成所の満たすべき体制、実習先の変更申請手続きにおける期間の弾力化等を行うものとする。また、今回の震災対応により、授業の実施期間が短縮等された場合にも国家試験の受験資格が認められるものとする。」というものであった。だが、当時の本通知にある「医療関係職種」に社会福祉士は対象外であった。

その3日後の4月8日には、同様に「東日本大震災の発生に伴う社会福祉士、介護福祉士及び精神保健福祉士養成施設等の運営等に係る取扱いについて」¹⁶の事務連絡が通知された。その指導内容は、「今回の震災対応により、授業の実施期間が短縮等された場合にも国家試験の受験資格が認められるものとする。また、養成施設等の満たすべき体制、実習先の変更申請手続きにおける期間の弾力化等を行うものとする。」とされた。さらには、同通知内の「2. 養成施設等の運営に係る取扱い」には、「(2)被災した地域の養成施設等にあつては、震災の影響により実習施設の変更が必要となることが想定される。(中略)また、実習施設の変更を検討したにもかかわらず、なお実習施設の確保が困難である場合には、実習に係る時間の一部ついて、実習に代えて演習又は学内実習等を実施することにより、必要な知識及び技能を修得することとして差し支えないこと。」と、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士の国家資格を対象とした実習の取扱いについて、「学内実習」の文言が2011年の時点ですでに記載されていたことがわかった。

¹⁵ 文部科学省初等中等教育局、文部科学省高等教育局、厚生労働省医政局、厚生労働省医薬食品局「東日本大震災の発生に伴う医療関係職種の受験資格及び学校養成所の運営等に係る取扱いについて」(2011年4月5日)、文部科学省、厚生労働省。

¹⁶ 文部科学省初等中等教育局児童生徒課、文部科学省高等教育局医学教育課、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課「東日本大震災の発生に伴う社会福祉士、介護福祉士及び精神保健福祉士養成施設等の運営等に係る取扱いについて」(2011年4月8日)、文部科学省、厚生労働省。

(2) 新カリキュラムを見据えた実習手続きとコロナ禍

2019年に公表された『社会福祉士養成課程における教育内容等の見直しについて』では、「平成30年3月にとりまとめられた、社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会の報告書「ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に求められる役割等について」を踏まえ、今後、地域共生社会の実現を推進し、新たな福祉ニーズに対応するため、ソーシャルワークの専門職としての役割を担って行ける実践能力を有する社会福祉士を養成する必要があることから、教育内容等を見直す」¹⁷とされ、2021年4月より運用が開始された。

新カリキュラムの改正に伴い、ソーシャルワーク実習の内容も変更点がある。ソーシャルワーク機能の実践能力を有する社会福祉士を養成するため、施設や事業所等の現場において実践能力を養う実習科目として、地域における多様な福祉ニーズや多職種・多機関協働、社会資源の開発等の実態を学ぶことが出来るよう、実習の時間数を「180時間」から60時間増の「240時間」へと拡充し、2ヶ所以上の機能の異なる実習施設で実習を行うこととなった。

新型コロナウイルス感染症は現時点では終息は見えず、「withコロナ」のもと、ソーシャルワーク実習においても感染対策に配慮した実習の実施は今後も継続していくことが予想される。実習は、新カリキュラムと併行し旧カリキュラムの実習も同時進行で待ち受けているため、実習の実施を躊躇している時間はないといえる。

以上のことから、「学内実習」の文言はコロナ禍によって生まれてきたわけではなく、東日本大震災時の事務連絡から既出であり、その具体策がコロナ禍によって顕著になり、代替実習の方法として、オンラインなど多種多様なツールの活用の推進も図られてきている。新カリキュラムの実習も始まるなか、実習の実施を躊躇している時間はなく、コロナ禍も未だ終息が見えないことから、実習の手続きもコロナ禍に配慮した方針がしばらくは検討しながら継続されることが予想される。時は待ってこないなかで、養成校側と実習先側との十分な検討や試行錯誤を積み重ねながら、より汎用性のある実習の手続きが徐々に生み出されていくのではないだろうか。

¹⁷ 社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室『社会福祉士養成課程における教育内容等の見直しについて』（2019年6月28日）、厚生労働省、p.2。

今後の研究課題

本研究では、コロナ禍におけるソーシャルワーク実習の手続きについて国、学校連盟、職能団体の各種通知文や方針、東北公益文科大学での取り組みについて整理し、今後のコロナ禍におけるソーシャルワーク実習事務手続きの汎用性について検討してきた。

学生、養成校、実習先を中心に、国、学校連盟、職能団体とも協働したコロナ禍の実習の取り組みの研鑽を支える実習手続きの汎用性について今後も検討していきたい。

今後、実習手続きの汎用性の研究を進めるためにはさらなるデータの収集と分析、検証評価が必要となる。そのためには、①各養成校の取り組み、②各実習先の反応、③本学の取り組みの継続的検証と評価などといった調査を実施することで、さらなる研究の深化を目指す課題としたい。

謝辞

新型コロナウイルス感染症という未曾有の緊張感のなかで、実習をお受け入れ頂きました各実習先の実習指導者様、関係者の皆様に心から感謝申し上げます。